

午前十時一分 開会・開議

○議長(小林菊三君) ただいまから昭和五十五年第三回臨時市議会第三次例会の
ご開会いたします。

これより本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(小林菊三君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、
議長において、

十六番 貫井喜代次君

十七番 田村市郎君

十八番 東田正治君

以上三名を指名いたします。

○議長(小林菊三君) この際、報告事項がありますので、事務局長より、

諸般の報告をいたさします。

(古谷議会議事務局長報告)

一、昭和五十五年第三回福生市議会定例会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、請願・陳情の受理について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和五十五年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)

六、昭和五十五年第一回定期監査の結果について(別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告は終りました。

○議長(小林菊三君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会におう検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 貫井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名でございますので、第三回定例会の

会期、日程について、去る九月四日に議会運営委員会を開催いたしました、その結果を御報告申し上げます。

今次定例会の案件は、長から提出されました条例関係十件、各会計の補正予算五件、道路の認定と廃止各一件及び工事請負契約二件となっております。日程はお手元にお配りのとおり順序とし、一般質問は七人からの通告で、慣例に従い冒頭に行うことになっております。

議案の取り扱い方でございますが、市民憲章制定審議会の条例の廃止は、すでに目的が達成されたものであり、また工事契約は工期の点もござりますので、この三件は即決を願うことにし、そのほかは、お手元の付託表のとおり所管の委員会に審査を付託することになりました。

したがって、これに伴う委員会の審査日数や、会期中の日曜、祭日、その他事務処理日数等考慮の上、会期は本日(二十)から二十四日までの十五日間、とすることに決定いたしました。

なお、本日の予定といたしましては、一般質問を二つだけ消化し、時間内に終わらない場合は区切りのよいところで打ち切り、残りは明日ということ

で議運は意見の一致を見ましたので、念のため申し添えておきます。

はなはだ簡単ではございますが、本定例会が円滑に運ばれますよう各位の御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、九月十日から九月二十四日の十五日間と決定したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、会期は十五日間と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三 一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。十七番田村市郎君。

(十七番 田村市郎君登壇)

○十七番(田村市郎君) 貴重なる時間をいただきましたが、私の一般質問をいたします。

質問は、通告書のとりの内容で、順序に従い質問を申し上げます。

議員各位には退屈な時間かもしれませんが、暫時御容赦願いたいと思っております。

まず第一点でございますが、人事関係でございますが、ソフトに市長さんにお尋ねをいたします。

市長さんには、五月、市民の絶大なる支持支援を得て、当選御就任なされましたことは、もちろん大方の市民が、新市長さんのその力量と当市の将来について、ますますの発展のために御尽力されることを大いに期待しているためであります。

さて、現今の自治体運営は、行政事務等の多様化のため、容易でないことは十分承知しております。

最近一部の市民の間から、市役所内の空気が何となく活気がない、

活カに欠けているとの声をしばしば耳にいたします。そう言われてみますと、市役所に参りますと、確かに何となくそのような感じがしないわけでもありません。その要因の一つに助役の不在ということが挙げられるのではないかと推察もされます。

また、聞くところによりますと、本年はだれだれが定年であるとか、次のポストはどうなんだろう、だれとだれがなるだろうとか、こういうふうなうわさもいろいろと取りざたをされているようであります。これは、当市ではなく、どちらの役所でも、会社でも、とにかく人事の異動だとか、こういう前での一つの時期といえますが、やむを得ない現象とは言えましょう。しかしながら、現在の当市の場合、若干異なると思うんであります。と申しますのは、前述したとおり、この五月、新市長さんが誕生したものの、あれからもう九三月以上たった今日においても、助役職が決定されていないということであります。

田村新体制では、まず助役の設置について一体どのように考えているのか、市長さんに寄せられている期待が大きいだけに、一日も早く体制を整

えて、活カのある行政を遂行されることを望みます。

以上、ぜひ本件について、新市長さんの御心情を御披瀝してくださいませ、と、まずお願いいたします。

次に、第二点目の質問でございます。

人事の件については質問はソフトにお尋ねをいたしました。本件では仕事の実質上、シビアなる質問にしろうと思ひますが、その一つの理由は、福生市の現状において、大事業がもたります。福生駅東口区画整理事業の進捗状況が大幅におくれしていることでもあります。

本事業は当初五カ年計画で、大変な意気込みで施行し始められたわけでありますが、本年でもう七年目を迎えることになりました。現状の事業の遂行状況はまだ七〇％と聞いております。私も東口の地域に住んでおるために、本件の完成については人一倍以上の関心を持っています。また、敷カながら、私も住民の個々の間に入り、私なりに努力したつもりであります。当然、これは議員でありますので、地域や市のために尽くすのはあたりまえのことです。また、担当職員も本件についての事業に一生懸命に努力されていること

も周知のとおりであります。しかしながら、現状はまことに残念な状態にあります。特に遺憾に思われることは、同事業区の中にあつて、本事業の推進役であります指導的立場にある東口土地画整理審議会の委員の中にも若干、いろいろな理由がありましようが、いまだ施行にならないということもありますので、どうかこういう点につき、この人たちがどうだということについてはありませんが、理由をこういう場において、委員という役員という職を持つてゐるだけに、ひとつ御発表していただきたいと思ふんであります。

いずれにしても、早く協力をしまして、三年前に本事業の目的に協力したためにやむなくこの地を離れて、他市、他所に移住してゐられた方々がおります。こういう方々に対しても、何とかおね得だというふうなことでないように、もう時間も相当たつておりますので、こういう方々に対しても申しわけないと思ふんであります。また、こういうことでありますので、どうかひとつ、こういう完成の徹底を望むということで、ひとつ中には委員の方にも若干、ジレンマに陥つて、どうも施行できなかった方がいんじやないかというふうなことを言つてこられる人もあります。すが、こういう点でもひとついろいろの事情もあるうが、その事情を詳しく

御説明願ひたいと思ひます。

また、駅前商店街の家主さんとの関係で、現在いろいろと地主、家主との裁判が行われてゐることも御承知のとおりであります。いずれにしても、こういう問題については個人のプライバシーの侵害せぬ程度において、できる限り細かく担当でわかりのところは御容赦を願ひたいものであります。

本事業は、本来ならば五十五年で終了すべきであります。が、五十六年度には一切処理が終つて、もう担当者としては、処理が終つればもう来年度は終つてゐるんだということ、いまでも予定してゐるようではありますが、どうかひとつ、この点、納得のいくような御説明を願ひまして、そして、また場合によつたり、本件については再び質問をお願いすることだと思ひますので、できるだけこの場で、事業の状況等細かく御説明を願ひたいものであります。

次に三点目であります。これは福生駅西口再開発の件でお尋ねいたします。

本件は、五十四年度に当市より商工会に本計画の調査費として前市長が補助金を交付されたのであります。商工会はこれに対し、関係商店街の役員等と協議した結果、福生駅西口再開発協議会を発足したし、市の

担当者と細かな連絡を取りながら、福生駅西口周辺地区再開発現状等、調査報告書が昨今完成されました。一応基本計画が立てられましたことは、まことに当を得たものであると、関係者商店街一同感謝をいたしておるところであります。

しかしながら、あくまで一つのこれは素案であつて、これを実施するまでにはまだ多くの問題を含んでいるものと思われれます。たとえば、今後事業の進行をどのようにしていくか、また事業の規模、性質をどう考慮するか。各商店は総論については恐らく賛成であつても、各論になるとそれだけの利害関係等から大半のものが異論を唱えることがあり得ると思ひます。本事業を軌道に乗せるには、問題が山積することでありましょう。

しかしながら、わが市の基本構想の中にも、福生駅を中心とする市街地再開発を行い、都市機能の刷新をすること、都市基盤の整備を促進することとづつあります。また、市長自身におかれても、選挙における公約でもあります。本事業の遂行には大いに市民並びに関係者が注目をしてゐるところであります。もとより本事業の実地までには、何かと時間的にも在

目的にも長期期間にわたることは存じありますが、一歩一歩前進して、これこそをやることのないよう、ひたすら目的達成のために努力したいだけなればなれません。改めて市長にどのように今後処理されていかれるか、みずから先導して道を切り開いていく御決意であるや、その決意のほどをお聞かせ願ひたいと思ひます。また、担当者は今後の計画と進行方針等があるならば、細部に御意見を願ひたいのであります。

次に四項目であります。防衛補助金の問題であります。

いまより申すまでもなく、当市の諸施設の大半は、防衛補助金の交付によつて建設されていることは周知のとおりであります。防衛補助金については今後とも大なり小なり新しい施設の要望があり、市民サイドからも、はたまた、理事者側からも、その計画も出てくることでありましょう。

しかしながら、新しい施設に対する補助金の要求はもちろんであります。それと同時に、現在保有してゐる施設の維持管理費も容易な額ではなく、なつてきたのではなからうか。しかも、この額は年々歳々増加していくばかりで、これらの財政負担の重みが大きく市財政にのしかかってくることとあります。

そこで、今後は新施設の補助金ばかりでなく、既設の施設に対する維持管理費の補助金増額運動を強力に展開していかなければならないことは当然の理であります。

市長初め、市財政を真実とする理事者並びに私たち議会人も一丸となつてこれが推進に意を注がなければ、財政負担は免れないと考へるものであります。石川前市長さんは、新施設の補助金の獲得には、議員や職員一丸となつて自主努力をし、そのおかげで他市にまさるとも劣らない、さういう当市の諸施設が完備したのであります。これが、万人の認めるところであります。

そこで、新市長には、今後、前述した維持管理費の増額運動に対しては前任者以上の関心を持たれ、御努力されていかなければならないと思うのであります。本件について、今後の市長の決意と方針をお伺いするものであります。

以上四項目について、まず第一回の質問といたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) ただいまの田村議員さんの御質問に対してお答えいたします。

第五目の人事案件、助役さん等のことでございますが、過日六日の定例会にも御質問をいただきました、議員の皆様、また市民の皆様には大変に御心配をかけておりまして申しあげないと思っておりますが、本会期中にぜひひとつ助役の選任同意方をお願いいたしますので、議員皆様の御協力ををお願いしたいというふうに考へておりますので、どうぞよろしく御願いたします。

それから、東口開発の件についてでございます。

本区画整理事業につきましては、考へたむずかしい問題もありますが、おかげさまで持ちまして、関係権利者の御協力をいただき、現在までの進捗を見ておろわけでございます。今後関係職員、公社を督促し、計画年度内に完了させる所存でありますので、よろしく御理解と御協力を御願いしたいと思いますというわけであります。

それから、西口再開発の件でございます。

五十四年度約セ・三ヘクタールの現況等調査報告書がまじりました。地元ではこの報告書をたたき台にして検討会、研究会等が開かれております。報告書は、都市再開発法により市街地再開発事業を前提として、三・三ヘクタールの優先整備街区までしぼり込んで、この問題提起をして、るわけでありますが、再開発事業を進めるに通常考えられるプロセスは、その事業実施までには初動段階を一番目とすれば、組合ができるまではセフほどあります。いままでのこの初動段階であります再開発事業は、基本的にはその対象地区の全員の合意が必要となるので、これから相当の期間をかけ、説明会や討論会が必要と思われまゝ。幸いにして関係者のコンセンサスが得られ、早期に準備組合が設立されることを希望しているところであります。市といたしまして、そういうことを展望して、すでに東京都並びに建設省に対しても補助金等についての折衝を重ねておるところでございます。

都市再開発法によるとすれば、第一種市街地再開発事業、すなわち組合施行で実施することがふさわしく思われます。実施するにして

事業そのものはともかく、商店が将来にあたって成功だったと言えらるものになればならないところに商業地の再開発のむずかしさがあります。

市といたしまして、事業化に向け、最大の努力をしておる所存でございます。議員各位におかれまして、よろしく御協力をお願いいたします。

第四点目の防衛補助金の今後の見解についてでございますが、現行の維持費補助制度は、昭和四十八年度から実施されております小中学校及び市立保育園の二重窓による電気調和に要する電気料金のみになっておりますが、今後の見解については、御質問のように法第八条等により整備した市民会館、図書館、学校施設等につきましても、当然二重窓による電気料金、その他の費用が通常の施設よりも多く必要でございます。個人住宅防音の電気料金を含め、維持費の交付につきましても議員各位の御協力を願いつつ、強かに要望してまいりたいと思っております。

しかし、この件につきましては、全国レベルでとらえると、一部においては当面維持費よりも施設補助の拡大増加を望むことが高く、運動は厳しい状態にあります。市独自、または防衛施設周辺整備全国協議会等を通じ、

積極的に運動をしていきたいと思ひます。

なお、細部につきましては、関係の部長から御答弁申し上げます。

○建設部長(浅見裕康君) 自席からお許しをいただきまして、市長答弁の補足をさせていただきます。

まず、東口の開発事業についてでございますけれども、まず現在の進捗状況につきまして御参考までに御説明をいたしたいと思ひます。

仮換地の指定は御案内のとおりすべて完了しております。建築物、いわゆる建物移転でございますけれども、現在時点では九十一棟、約八〇%が完了しております。残りを五五年で目標としては完了させるといふこと

でございますが、若干五十六年にずれ込むというふうにございしますが、一応先ほど市長が御答弁申しましたように、五十六年の事業年次には何としても完了させたいということで、現在鋭意努力中でございます。現実的に具体的に見通しもついておるといふような判断をしております。

現在は二十三棟、五十五年の移転の対象家屋があるわけでございすけれども、そのうちすでに実施しているのは八棟、承諾をいただいて近々のうち

に実施するのが四棟、それから御案内のとおり非常に狭いところでございすので、押さ押さ換地で前が動かないその後が動かないというような実態にございまして、そういう形も一つの手法としてとらざるを得ないということで、現在いろいろな点で交渉中のものが十一棟であります。

先ほど御指摘のございましたいわゆる未着手の分につきまして、理由はどうなところにあるかということですが、個人的には、区画整理にはもちろん人皆賛成でございますが、加美平のケースとは相当性質が違ふようでございます。

やはり、今後の生活設計の中で、当分やはり個人の問題としてとらえた場合に、家を全面的に直すかどうか、あるいはこの町について金をでさるだけ負担をしないような形で新しいところに移るとか、細かいことを言いますと、現在の時点のですね、土地回りがどうなのかと、いろいろなやはり個人の思惑が絡みまして、なかなかスムーズにいかないというのが実態でございます。

ただ、先ほど申しましたように、区画整理そのものに異議を唱えておるわけでもございませんので、その辺は詰めに詰めて具体的な手法を相互で協

議して実現すると、それでできるだけ早く完了させたというように、いま進めております。

したがって、理由はいろいろございすけれども、実質的に計画とびつたりいかないで、現在、若干おくれるというのが実情でございます。いま御指摘いただいたようにおくれることにつきまして、最大の努力はしておるつもりでございます。さらにそれに力を注いでいきたいというふうに考えております。先ほども御指摘がございましたように、すでに協力をいただいている方々の立場もわれわれも十分承知をしておりますし、それにつきましても、御指摘のとおりでございますので、さらに努力を重ねていきたいというふうに思っております。それから裁判との絡みでございますけれども、経過なり見込みの関係につきましては、実質的には非常にこの事件そのものが表に出てくるまでに非常に長い期間がかかっているということが解決のための最大のネックになっているようにございす。徐々に裁判所の中でいろいろ詰めておりまして、結審に持つべく前に和解という手法で、双方裁判官に呼ばれて、そういう方法で解決するということではまほとんどそういう手法で

それが進んであるということでありす。私どもといたしましては、区画整理と住民の係争のものと分断して、次元が違ふんだということで、両者の弁護士さんにお話をしまして、そういう点につきましては、相当骨を折ったわけでございますけれども、というのは、現況がやはり変化してしまつたということです。したがって、それらが裁判に直接的な影響が出るであらうという危惧を両者が持たれて、なかなか形状の変更ができなかつたということもあつたわけでございす。それは一応の証拠調べが終つたれば、もうすでに関係がないんじゃないかということをお話し申し上げまして、何とかそれは分断でき、原則的には裁判と区画整理の問題を切り離すという了解をいただいております。

したがって、あとは自主的な家屋の移転、こういうものを区画整理法上で施行できるといふ見通しが最近に至りましてつきましたので、そういう点である程度進捗を見ているということでございます。今後の見通しといたしましては、そういうことで係争のものは係争として問題点を集約し、区画整理に直接的な影響のあるものは両者に私どもでよく協働していただくための